

## 西宮市立中央病院専攻医（後期臨床研修医）の勤務条件等に関する要綱

### （目 的）

第1条 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修制度を修了し、専門的な臨床医学を修得しようとする医師（以下「後期研修医」という。）を勤務させることについて必要な事項を定める。

### （対象者）

第2条 対象者は医師免許取得者で、西宮市立中央病院が行う選考試験に合格した者とする。

### （研修期間）

第3条 研修期間は3年を限度として、1年ごとに再度任用する。

### （定 員）

第4条 後期研修医の定員は若干名とする。

### （選 考）

第5条 後期研修医の選考については、一般から広く公募し、選考試験により、院長が決定する。

### （研 修）

第6条 研修内容は、主として研修を行う診療科の長が本人の意見を参考にして定め、院長の承認を得る。

### （身分および勤務条件）

第7条 後期研修医の身分は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員とする。

2 勤務時間およびその他の勤務条件については次のように定める。

(1) 勤務を要する日

月～金曜日（1週5日、37時間30分）

(2) 勤務を要しない日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）

(3) 勤務時間

月～金曜日 8時30分から16時45分（休憩時間45分）

3 勤務時間を超えて診療に従事した場合は、これを時間外勤務とみなし、時間外勤務報酬を支給する。

(宿日直報酬及び特別診療報酬)

第8条 後期研修医が宿日直業務に従事した場合は、宿日直報酬及び特別診療報酬を支給する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。